

藤沢市手数料条例の一部改正について  
藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2014年（平成26年）2月17日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第4の2の表2の項(1)申請前にあらかじめ当該計画について登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けている場合の項イ当該計画に係る建築物の計画が構造計算適合性審査をする必要があるものである場合の項金額の欄第1号中「166,800円」を「171,480円」に、「115,350円」を「118,560円」に、「222,450円」を「228,720円」に、「143,700円」を「147,720円」に、「255,000円」を「262,200円」に、「157,350円」を「161,760円」に、「336,900円」を「346,440円」に、「199,350円」を「204,960円」に、「619,350円」を「636,960円」に、「337,950円」を「347,520円」に改め、同欄第2号中「166,800円」を「171,480円」に、「115,350円」を「118,560円」に、「222,450円」を「228,720円」に、「143,700円」を「147,720円」に、「255,000円」を「262,200円」に、「157,350円」を「161,760円」に、「336,900円」を「346,440円」に、「199,350円」を「204,960円」に、「619,350円」を「636,960円」に、「337,950円」を「347,520円」に改め、同表2の項(2)(1)以外の場合の項イ当該計画に係る建築

物の計画が構造計算適合性審査をする必要があるものである場合の項金額の欄第1号中「166,800円」を「171,480円」に、「115,350円」を「118,560円」に、「222,450円」を「228,720円」に、「143,700円」を「147,720円」に、「255,000円」を「262,200円」に、「157,350円」を「161,760円」に、「336,900円」を「346,440円」に、「199,350円」を「204,960円」に、「619,350円」を「636,960円」に、「337,950円」を「347,520円」に改め、同欄第2号中「166,800円」を「171,480円」に、「115,350円」を「118,560円」に、「222,450円」を「228,720円」に、「143,700円」を「147,720円」に、「255,000円」を「262,200円」に、「157,350円」を「161,760円」に、「336,900円」を「346,440円」に、「199,350円」を「204,960円」に、「619,350円」を「636,960円」に、「337,950円」を「347,520円」に改め、同表4の項(1)申請前にあらかじめ当該計画の変更について登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けている場合の項イ当該計画に係る建築物の計画が構造計算適合性審査をする必要があるものである場合の項金額の欄第1号中「166,800円」を「171,480円」に、「115,350円」を「118,560円」に、「222,450円」を「228,720円」に、「143,700円」を「147,720円」に、「255,000円」を「262,200円」に、「157,350円」を「161,760円」に、「336,900円」を「346,440円」に、「199,350円」を「204,960円」に、「619,350円」を「636,960円」に、「337,950円」を「347,520円」に改め、同欄第2号中「166,800円」を「171,480円」に、「115,350円」を「118,560円」に、「222,450円」を「228,720円」に、「143,700円」を「147,720円」に、「255,000円」を「262,200円」に、「157,350円」を「161,760円」に、「336,900円」を「346,440円」に、「199,350円」を「204,960円」に、「619,350円」を「636,960円」に、「337,950円」を

「347,520円」に改め、同表4の項(2)(1)以外の場合の項イ当該計画に係る建築物の計画が構造計算適合性審査をする必要があるものである場合の項金額の欄第1号中「166,800円」を「171,480円」に、「115,350円」を「118,560円」に、「222,450円」を「228,720円」に、「143,700円」を「147,720円」に、「255,000円」を「262,200円」に、「157,350円」を「161,760円」に、「336,900円」を「346,440円」に、「199,350円」を「204,960円」に、「619,350円」を「636,960円」に、「337,950円」を「347,520円」に改め、同欄第2号中「166,800円」を「171,480円」に、「115,350円」を「118,560円」に、「222,450円」を「228,720円」に、「143,700円」を「147,720円」に、「255,000円」を「262,200円」に、「157,350円」を「161,760円」に、「336,900円」を「346,440円」に、「199,350円」を「204,960円」に、「619,350円」を「636,960円」に、「337,950円」を「347,520円」に改め、同表6の項(2)当該計画に係る建築物の計画が構造計算適合性審査をする必要があるものである場合の項金額の欄第1号中「166,800円」を「171,480円」に、「115,350円」を「118,560円」に、「222,450円」を「228,720円」に、「143,700円」を「147,720円」に、「255,000円」を「262,200円」に、「157,350円」を「161,760円」に、「336,900円」を「346,440円」に、「199,350円」を「204,960円」に、「619,350円」を「636,960円」に、「337,950円」を「347,520円」に改め、同欄第2号中「166,800円」を「171,480円」に、「115,350円」を「118,560円」に、「222,450円」を「228,720円」に、「143,700円」を「147,720円」に、「255,000円」を「262,200円」に、「157,350円」を「161,760円」に、「336,900円」を「346,440円」に、「199,350円」を「204,960円」に、「619,350円」を「636,960円」に、「337,950円」を「347,520円」に改め、別表第

4の3の表2の項(1)申請前にあらかじめ当該計画について登録建築物調査機関等による技術的審査を受けている場合の項金額の欄第2号中「166,800円」を「171,480円」に、「115,350円」を「118,560円」に、「222,450円」を「228,720円」に、「143,700円」を「147,720円」に、「255,000円」を「262,200円」に、「157,350円」を「161,760円」に、「336,900円」を「346,440円」に、「199,350円」を「204,960円」に、「619,350円」を「636,960円」に、「337,950円」を「347,520円」に改め、同表2の項(2)(1)以外の場合の項金額の欄第2号中「166,800円」を「171,480円」に、「115,350円」を「118,560円」に、「222,450円」を「228,720円」に、「143,700円」を「147,720円」に、「255,000円」を「262,200円」に、「157,350円」を「161,760円」に、「336,900円」を「346,440円」に、「199,350円」を「204,960円」に、「619,350円」を「636,960円」に、「337,950円」を「347,520円」に改め、同表4の項(1)申請前にあらかじめ当該計画の変更について登録建築物調査機関等による技術的審査を受けている場合の項金額の欄第2号中「166,800円」を「171,480円」に、「115,350円」を「118,560円」に、「222,450円」を「228,720円」に、「143,700円」を「147,720円」に、「255,000円」を「262,200円」に、「157,350円」を「161,760円」に、「336,900円」を「346,440円」に、「199,350円」を「204,960円」に、「619,350円」を「636,960円」に、「337,950円」を「347,520円」に改め、同表4の項(2)(1)以外の場合の項金額の欄第2号中「166,800円」を「171,480円」に、「115,350円」を「118,560円」に、「222,450円」を「228,720円」に、「143,700円」を「147,720円」に、「255,000円」を「262,200円」に、「157,350円」を「161,760円」に、「336,900円」を「346,440円」に、「199,350円」を「204,960円」に、「619,350円」を

「636,960円」に、「337,950円」を「347,520円」に改め、同表備考2中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

別表第7の1の表2の項中「91,000円」を「92,000円」に、「820,000円」を「830,000円」に、「990,000円」を「1,010,000円」に、「1,100,000円」を「1,120,000円」に、「1,400,000円」を「1,420,000円」に、「1,640,000円」を「1,660,000円」に、「3,850,000円」を「3,880,000円」に、「5,090,000円」を「5,100,000円」に、「1,120,000円」を「1,130,000円」に、「1,330,000円」を「1,340,000円」に、「1,480,000円」を「1,500,000円」に、「2,120,000円」を「2,140,000円」に、「4,330,000円」を「4,350,000円」に改め、同表6の項中「950,000円」を「990,000円」に、「1,650,000円」を「1,720,000円」に、「3,180,000円」を「3,320,000円」に、「3,890,000円」を「4,060,000円」に、「4,450,000円」を「4,650,000円」に改め、同表8の項中「410,000円」を「430,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,160,000円」を「1,210,000円」に、「2,830,000円」を「2,950,000円」に、「3,470,000円」を「3,620,000円」に、「4,000,000円」を「4,170,000円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、平成26年4月1日から消費税等の税率が引き上げられることに伴い長期優良住宅普及に関する法律及び都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定の審査と併せて建築確認の審査を受ける場合における構造計算適合性審査が必要な場合に加算する金額を引き上げ、及び地方公共団体の手数料の標

準に関する政令が改正され消防法による事務の手数料が引き上げられたことに伴い本市においても同様の措置を講じる等の必要による。